

9 出品作品の大きさ

- (1) 第1科（日本画）額面とし20号M以上60号F以内とする。
- (2) 第2科（洋画）20号以上80号S（145.5cm×145.5cm）以内とし、名誉会員・参与・委員・審査員・会員・会友・無鑑査出品者は10号以上50号S（116.7cm×116.7cm）以内とする。ただし、版画については、4号以上50号F（マットを含む）までとする。
- (3) 第3科（彫刻）高さ2.5m、幅、奥行2m以内とし、定量は総重量500kg以下とする。前記作品を運搬、移動、陳列に使用する機材及び要員は各自準備する。又、当事者の認定による破損あるいは変形、変質し易いと主催者が認定した作品の搬入は認めない。
- (4) 第4科（工芸美術）立体にあつては、100.0cm×100.0cm以内の場所に陳列できるものとし、重量は、30kg以内とする。その他にあつては縦横182.0cm以内（装飾設備を含む）とする。着物・帯等の染織物作品は展示用備品（衣桁等）をご用意ください。申込用紙の材質・種別の欄に（陶・染・織・漆・金工・ガラス・木竹・人形・その他）を記入する。
- (5) 第5科（書）次の6種類のいずれかとし、出品作品はすべて枠張り、又は額装とする。

1. 縦212.0cm×横51.5cm以内（縦のみ）。2. 縦120.0cm×横90.0cm以内（縦のみ）。

3. 縦100.0cm×横100.0cm以内（角）。4. 縦51.5cm×横180.0cm（横のみ）。

5. 篆刻は印影のみ額装し、縦39.0cm、横30.0cm以内。

6. 会員以上の役員は、額装にて仕上がり寸法100.0cm×55.0cm（縦横自由）、70.0cm×70.0cm以内とする。

※ 出品作品には出品票の外に作品語句（作品同文）を作品裏面に貼付することとする。
※ 作品はすべてガラス張りでなくアクリル製を使用のこと。 ※ 出品作品は1人1点とする。
※ **出品作品の重量は、6.7kg以内とする。**
- (6) 第6科（写真）出品作品パネルの大きさは、短辺50.0cm×長辺60.0cm（許容範囲±1.0cm）、全て木製パネル張りのみとする（額は不可）。パネル内の作品のサイズ、枚数に制限を加えない。
- (7) 第7科（デザイン）平面デザインは、パネル貼りまたは仮額装とし、B2版（51.5cm×72.8cm）以上、B倍版（103.0cm×145.6cm）以内とする（変形も可とする）。また、小型グラフィックデザイン等は、上記規格に貼り付けて構成する。複数の作品を組作品1点とする場合は、作品同士をつなげる、または、パネルもしくはボード等に配置固定すること。大きさについては、上記のサイズ規定に準じる。
立体デザインは、床面積1m×2m、高さ2m、重さ30kg以内とし実物又は縮尺模型とする。図面を付加することは自由。但し、電源等の設備を使用しないものとする。また材質は自由であるが、運搬などに際し、こわれにくいものとするよう注意すること。

10 出品できない作品

- (1) すでに他の展覧会その他に発表したもの。
- (2) 風俗・教育に害があると認められるもの。
- (3) 第6科においては、二重応募又は同一意図による作品。
- (4) 企業や個人の営利に係ると認められるもの。

11 出品手数料

全科1点につき、一般4,000円、学生（高校生以上）3,000円とする。

12 搬入

- (1) 出品しようとする者は、別に定める様式の申込書とともに出品作品を所定の場所へ提出するものとする。
- (2) 出品作品を受理したときは、預り証を交付する。なお預り証を紛失した場合は、ただちに届け出るものとする。
- (3) 陳列された出品作品は、会期中撤回することができない。
- (4) 額のカビ・腐蝕および作品素材の防虫・防カビ・防腐に留意すること。

13 鑑査、審査及び陳列

- (1) この展覧会に陳列する作品は、鑑査・審査をする。ただし、名誉会員・参与・委員・会員・会友及び無鑑査作品については、この限りでない。
- (2) 鑑査は、応募作品について、陳列すべきものを定める。
- (3) 審査は、陳列作品について、優秀なものを選定する。
- (4) 鑑査及び審査の方法は、各科の審査員において定める。
- (5) 鑑査・審査及び陳列に対しての異議は受理しない。
- (6) 主催者は、不慮の災害については、その責を負わない。

14 賞

すぐれた作品に対し、分科ごとに賞を授与する。名称については別に定める。

15 発表

入選・入賞（日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書・写真・デザイン）の発表は、10月2日に茨城新聞紙上発表、及び個人への通知とする。郵便事情等により遅れた場合は、ご容赦ください。

16 搬出

- (1) 搬入作品は、第6項に定める期間内に同項に定められた場所から搬出しなければならない。
- (2) 搬入者が第6項に定める期間を過ぎて、なお1週間以内に作品を搬出しないときは、主催者側にて処分する。（借り倉庫のため）

17 著作権

本展が当該年度展覧会の陳列作品の紹介、解説の目的をもって印刷刊行する出版物に対する著作権は、本展開催中及び本展終了後の移動展開催中を含めた1年間とし、本展覧会主催者に帰属する。

18 事務局

美術展覧会の事務を行うため、水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館（県立県民文化センター分館）内（TEL 029-244-5553）に事務局を置く。又、美術展覧会開催期間中は（搬入日より会期終了日まで）ザ・ヒロサワ・シティ会館（県立県民文化センター本館5号室内）に芸術祭美術展覧会事務局をおく。

令和8年度 茨城県芸術祭美術展覧会実施要項

1 主催

茨城県、茨城県教育委員会、茨城文化団体連合、いばらき文化振興財団、茨城県教育財団、茨城新聞社、茨城県美術展覧会

2 共催

水戸市、水戸市教育委員会

3 種目

第1科 日本画

第2科 洋画（油彩・水彩・パステル・創作版画）

第3科 彫刻

第4科 工芸美術

第5科 書

第6科 写真

第7科 デザイン

4 会期及び会場

令和8年10月3日(土)～10月18日(日) 茨城県近代美術館 日本画・洋画・彫刻・工芸美術・デザイン
(水戸市千波町東久保 666-1)
ザ・ヒロサワ・シティ会館(県立県民文化センター) 書・写真
休館日 10/5(月)・10/13(火)

開館時間 午前9時30分から午後5時(入場は午後4時30分まで 但し、最終日の入場は午後2時30分まで、**午後3時終了**)

5 作品搬入日及び場所

科 目	搬 入 日 時	搬 入 場 所
日本画・洋画・彫刻・工芸美術 デザイン	令和 8年 9月26日(土)・27日(日) 午前9:30～午後4:00	茨 城 県 近 代 美 術 館 1 F エ ン ト ラ ン ス ホ ー ル
書・写真	令和 8年 9月26日(土)・27日(日) 午前9:30～午後4:00 書は 9月26日のみ、午後3:00まで	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (県立県民文化センター 2F)

※駐車場ご利用の方は、展覧会受付にて無料券をお渡しします。

6 作品搬出期間及び場所

科 目		搬 出 日 時	搬 出 場 所
全 科	選 外 作 品	日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書・写真・デザイン 10月 3日(土)～4日(日) 午前9:30～午後4:00	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (県立県民文化センター地下倉庫)
	入 選 作 品	日本画・洋画・彫刻・工芸美術・書・写真・デザイン 10月18日(日) 個人 午後 3:15～午後5:00 (但し,写真は午後4:00まで)	各 陳 列 場 所 ※10/18は、ホールイベントのため 駐車場が満車予定です。なるべく、 10/19の搬出をお願いします。
		10月19日(月) 個人 午前10:00～正午 業者 午後 1:00～午後3:00	
		上記に搬出されなかった作品 10月21日(水)・22日(木) 午前9:30～午後4:00 ・搬入口は、使用できません。	

(注) 期日は必ず厳守すること。

7 審査

本県出身者・関係者又は在住者を原則とし、主催者が委嘱した審査員が鑑査及び審査にあたる。

8 出品

- (1) 出品者は、芸術祭要項第7条により本県出身者、本県関係者又は在住者とする。（但し高校生以上）
- (2) 出品作品（一般応募作品のほか名誉会員・参与・委員・審査員・会員・会友・無鑑査出品者の作品をいう）は、自己の制作したものに限る。なお、今年度内での故人の制作した作品については、その相続人において出品することができる。
- (3) 第3科（彫刻）の出品作品で、原型制作者と実材制作者がその人を異にする時は、原型制作者をもってその出品者とする。又、第4科（工芸美術）及び第7科（デザイン）の出品作品で共同制作によるものは、その代表者1人を出品者とする。ただし共同制作者の氏名を付記するものとする。
- (4) 出品する作品は、1人につき各科とも3点以内（但し第5科書を除く）とする。ただし名誉会員・参与・委員・審査員・会員・会友の出品者および無鑑査出品者は1人につき1点とする。
- (5) 形状、表装などがどのようであっても、同一意匠による1個の作品と認められるものは、2個以上に分離したものであっても1点とみなし、作品全体の大きさは規格内とする。
- (6) 第1科（日本画）及び第2科（洋画）の出品作品は、額面とし、仮枠を付すなど出品者において適当な装飾設備をしなければならない。20号からの額縁はマットを含めて5cm以内（版画は除く）とし、ガラスについてはアクリル製を使用すること。なお第4科（工芸美術）についても、額縁のガラスについては、アクリル製を使用する。
第6科（写真）は、画像加工の有無は問わないが、AI生成画像は不可。元となる写真は全て本人が撮影したものに限る。
第7科（デザイン）は平面・立体作品とし、以下の範囲とする。但し、実在商品名および会社名等はさけるものとする。特にコンピューターグラフィックス作品の制作にあたっては、第三者の権利を侵害することのないようにすること。

- ① 平面デザイン
・ポスターデザイン・小型グラフィックデザイン（新聞広告・雑誌広告・レコードジャケット・書籍装幀・カレンダー・パンフレット等）
・グラフィックエレメント（シンボルマーク・サイン・タイプフェイス・ロゴタイプ等）・イラストレーション・その他視覚伝達デザインに類するもの
- ② 立体デザイン
・パッケージデザイン・ディスプレイデザイン・POP・その他立体造形デザインに類するもの
- ③ 基礎デザイン
平面及び立体の基礎的造形要素を追求、発展させたもの